

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表 (令和5年度修正案) (1/166)

泊発電所原子力事業者防災業務計画 (修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画 (修正後)	備 考
<p data-bbox="433 268 893 363">本資料のうち、太枠線内は機密情報に属しますので、公開できません</p> <p data-bbox="305 531 1205 688">泊発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="528 1381 982 1539">令和5年2月 北海道電力株式会社</p>	<p data-bbox="1537 531 2436 688">泊発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1018 940 1730 1129">抜 粋 版</p> <p data-bbox="1762 1381 2217 1539">令和6年 月 北海道電力株式会社</p>	<p data-bbox="2614 1398 2798 1430">施行年月の修正</p>

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（3/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）			泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）			備考
修正番号	年 月 日	内 容	修正番号	年 月 日	内 容	
15	平成26年10月30日	原子力災害発生時の通報基準等の事象検知に係る詳細の追加、原子力防災組織体制変更等に伴う修正	15	平成26年10月30日	原子力災害発生時の通報基準等の事象検知に係る詳細の追加、原子力防災組織体制変更等に伴う修正	
16	平成28年 3月25日	原子力防災要員の範囲の見直し、原子力防災組織体制変更等に伴う修正	16	平成28年 3月25日	原子力防災要員の範囲の見直し、原子力防災組織体制変更等に伴う修正	
17	平成29年 3月28日	緊急時活動レベル（EAL）を判断する基準解説の適正化等に伴う修正	17	平成29年 3月28日	緊急時活動レベル（EAL）を判断する基準解説の適正化等に伴う修正	
18	平成29年10月30日	原子力災害対策指針の改正等に伴う修正	18	平成29年10月30日	原子力災害対策指針の改正等に伴う修正	
19	平成31年 3月29日	緊急時活動レベル（EAL）適用号機の記載の充実化、及び読み替え内容の反映に伴う修正等	19	平成31年 3月29日	緊急時活動レベル（EAL）適用号機の記載の充実化、及び読み替え内容の反映に伴う修正等	
20	令和2年 3月27日	原子力災害対策特別措置法関係法令改正に伴う読み替え内容及び法的分離に伴う一般送配電事業の分社化による組織改正の反映等に伴う修正	20	令和2年 3月27日	原子力災害対策特別措置法関係法令改正に伴う読み替え内容及び法的分離に伴う一般送配電事業の分社化による組織改正の反映等に伴う修正	
21	令和2年 8月21日	「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」等の改正に伴う修正及び原子力災害対策特別措置法関係法令改正に伴う読み替え内容の反映等に伴う修正	21	令和2年 8月21日	「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」等の改正に伴う修正及び原子力災害対策特別措置法関係法令改正に伴う読み替え内容の反映等に伴う修正	
22	令和3年10月22日	「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」等の改正に伴う修正及び原子力防災関連資機材の点検内容の明確化等に伴う修正	22	令和3年10月22日	「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」等の改正に伴う修正及び原子力防災関連資機材の点検内容の明確化等に伴う修正	
23	令和5年 2月22日	国土交通省の組織改編に伴う読み替え内容の反映、緊急時対策支援システムへの使用済燃料貯蔵槽に関する一部の項目の伝送開始に伴う読み替え内容の反映及びオンサイト医療に係る活動の追加等に伴う修正	23	令和5年 2月22日	国土交通省の組織改編に伴う読み替え内容の反映、緊急時対策支援システムへの使用済燃料貯蔵槽に関する一部の項目の伝送開始に伴う読み替え内容の反映及びオンサイト医療に係る活動の追加等に伴う修正	
			24	令和6年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」等の改正に伴う修正 ・国土交通省の組織改編に伴う読み替え内容の反映 ・原子力災害医療活動の充実に伴う修正 ・「シビアアクシデント対策等に関する主な資機材」の数量記載方法の見直しに伴う修正 ・地震情報反映に伴う通報連絡様式と等の修正 ・記載の適性化 	修正来歴の追記
II			II			

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（12/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考
<p align="center">第5節 原子力事業者防災業務計画の修正</p> <p>社長は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。</p> <p>なお、社長は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、北海道知事及び泊村長に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> この計画を修正しようとするときは、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）、泊発電所周辺地域原子力防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。 この計画を修正しようとするときは、あらかじめ北海道知事及び泊村長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする60日前までに、北海道知事及び泊村長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、社長はこの計画を修正しようとする日を明らかにする。 この計画を修正したときは、速やかに様式1により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。 <p align="center">6</p>	<p align="center">第5節 原子力事業者防災業務計画の修正</p> <p>社長は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。</p> <p>なお、社長は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、北海道知事及び泊村長に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> この計画を修正しようとするときは、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）、泊発電所周辺地域原子力防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。また、修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。 この計画を修正しようとするときは、あらかじめ北海道知事及び泊村長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする60日前までに、北海道知事及び泊村長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、社長はこの計画を修正しようとする日を明らかにする。 この計画を修正したときは、速やかに様式1により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。 <p align="center">6</p>	<p>記載の適性化 （原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（内規）との表現の整合）</p>

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（25/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考
<p>務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。</p> <p>(3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣が行う原災法第32条第1項に基づく発電所の立入検査を受ける場合は、適切に対応を行う。</p> <p>(4) 原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。</p> <p>2. 関係地方公共団体との連携</p> <p>(1) 関係地方公共団体とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。</p> <p>(2) 北海道知事又は泊村長から原災法第31条に基づく業務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。</p> <p>(3) 北海道知事又は泊村長が行う原災法第32条第1項に基づく発電所の立入検査を受ける場合は、適切に対応を行う。</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署、小樽海上保安部、その他関係機関）とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。</p> <p>また、発電所敷地内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から公益財団法人 原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図る。</p> <p>4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用</p> <p>(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できる体制及び運用を明確にするため、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-8-1に示す原子力緊急事態支援組織と調整をしておく。</p> <p>① 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織と原子力事業者との連携、役割分担等</p> <p>② 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等</p> <p>③ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管</p> <p>④ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の訓練計画に従って、発電所の原子力防災要員を原子力緊急事態支援組織に派遣し、装置等の操作に関する技能・知識を習得させ、原子力事業所災害対策活動の円滑な実施を確実にする。</p> <p style="text-align: center;">第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者は、平常時から、発電所の周辺住民に対し、国、関係地方公共団体と</p>	<p>務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。</p> <p>(3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣が行う原災法第32条第1項に基づく発電所の立入検査を受ける場合は、適切に対応を行う。</p> <p>(4) 原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。</p> <p>2. 関係地方公共団体との連携</p> <p>(1) 関係地方公共団体とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。</p> <p>(2) 北海道知事又は泊村長から原災法第31条に基づく業務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。</p> <p>(3) 北海道知事又は泊村長が行う原災法第32条第1項に基づく発電所の立入検査を受ける場合は、適切に対応を行う。</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署、小樽海上保安部、その他関係機関）とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。</p> <p>また、発電所敷地内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、平常時から別表2-8-1に示す資機材を維持管理するとともに、別表2-8-2に定める公益財団法人 原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図る。</p> <p>4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用</p> <p>(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できる体制及び運用を明確にするため、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-8-3に示す原子力緊急事態支援組織と調整をしておく。</p> <p>① 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織と原子力事業者との連携、役割分担等</p> <p>② 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等</p> <p>③ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管</p> <p>④ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の訓練計画に従って、発電所の原子力防災要員を原子力緊急事態支援組織に派遣し、装置等の操作に関する技能・知識を習得させ、原子力事業所災害対策活動の円滑な実施を確実にする。</p> <p style="text-align: center;">第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動</p> <p>原子力防災管理者は、平常時から、発電所の周辺住民に対し、国、関係地方公共団体と</p>	<p>原子力災害医療活動について医療関連資機材及び原子力安全研究協会の組織概要を追加。</p> <p>上記別表追加に伴う別表番号の修正</p>

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（43/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考
別表2-8-1 原子力緊急事態支援組織・・・・・・・・・・96 別表3-2-1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの・・・・・・・・98 別表3-3-1 派遣要員の職務と人員（北海道）・・・・・・・・100 別表3-3-2 貸与する資機材（北海道）・・・・・・・・101 別表3-5-1 他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への 要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・102	別表2-8-1 医療関連資機材・・・・・・・・・・96 別表2-8-2 原子力安全研究協会・・・・・・・・・・97 別表2-8-3 原子力緊急事態支援組織・・・・・・・・・・98 別表3-2-1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの・・・・・・・・100 別表3-3-1 派遣要員の職務と人員（北海道）・・・・・・・・102 別表3-3-2 貸与する資機材（北海道）・・・・・・・・103 別表3-5-1 他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への 要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・104	原子力災害医療活動について医療関連資機材及び原子力安全研究協会の組織概要を追加 上記別表の新規追加に伴う別表番号及び頁番号の修正
[様 式] 様式1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書・・・・・・・・103 様式2 原子力防災要員現況届出書・・・・・・・・104 様式3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書・・・・105 様式4 放射線測定設備現況届出書・・・・・・・・106 様式5 原子力防災資機材現況届出書・・・・・・・・107 様式6 防災訓練実施結果報告書・・・・・・・・108 様式7 警戒事態該当事象発生連絡・・・・・・・・109 様式8 特定事象発生通報（原子炉施設）・・・・・・・・110 様式9 特定事象発生通報（事業所外運搬）・・・・・・・・111 様式10 警戒事態該当事象発生後の経過連絡・・・・・・・・112 様式11 応急措置の概要（原子炉施設）・・・・・・・・113 様式12 応急措置の概要（事業所外運搬）・・・・・・・・115	[様 式] 様式1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書・・・・・・・・105 様式2 原子力防災要員現況届出書・・・・・・・・106 様式3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書・・・・107 様式4 放射線測定設備現況届出書・・・・・・・・108 様式5 原子力防災資機材現況届出書・・・・・・・・109 様式6 防災訓練実施結果報告書・・・・・・・・110 様式7 警戒事態該当事象発生連絡・・・・・・・・111 様式8 特定事象発生通報（原子炉施設）・・・・・・・・112 様式9 特定事象発生通報（事業所外運搬）・・・・・・・・113 様式10 警戒事態該当事象発生後の経過連絡・・・・・・・・114 様式11 応急措置の概要（原子炉施設）・・・・・・・・115 様式12 応急措置の概要（事業所外運搬）・・・・・・・・117	
[参 考] 参考1 警戒事態、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する 事象の整理表・・・・・・・・117	[参 考] 参考1 警戒事態、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する 事象の整理表・・・・・・・・119	

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）

部門	班	係	原子力応急事態体制 主な職務	原子力緊急事態体制 主な職務	班員数*
業務部門	総括班	—	1. 部門内取りまとめ 2. 本店対策本部の庶務、その他全社大動員等の調整 3. 災害救助（安否確認） 4. 食料対策、宿舍対策、傷病者対応 5. その他労務関係業務	同左	10名
	総務班	—	1. 派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請 2. 損害賠償対応準備 3. その他総務関係業務	同左	4名
	資材班	—	1. 必要資材の調達及び輸送	同左	5名
	経理班	—	1. 緊急動員時の出金	同左	3名
社外対応部門	お客さま 対応班	—	1. お客様との電話対応 2. 支社との連携 3. 地域対応	1. 避難住民等対応（コールセンター開設） 2. 同左 3. 同左	1名
	立地班	—	1. 地域社会における動向の調査 2. 風評被害準備対応	同左	10名
	広報班	—	1. 報道機関対応 2. 記者会見時の応援 3. 社内関係各所への連絡	同左	8名
東京支社部門	技術班	—	1. 原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）派遣 2. 官庁対応 3. 報道機関対応補助	同左	4名 ^{*1}
	総務班	—	1. 原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）派遣 2. 本店対策本部との連絡調整 3. 報道機関対応 4. 社内関係各所への連絡	同左	4名 ^{*1}

(1/2)より

* 班員数 1を除き 同左 ※ 1を除き 同左 ※ 1を除き 同左 ※ 1を除き 同左 ※ 1を除き 同左 ※ 1を除き 同左 ※ 1を除き 同左 ※ 1を除き 同左 ※ 1を除き 同左 ※ 1を除き 同左

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）

部門	班	係	原子力応急事態体制 主な職務	原子力緊急事態体制 主な職務	班員数*
業務部門	総括班	—	1. 部門内取りまとめ 2. 本店対策本部の庶務、その他全社大動員等の調整 3. 災害救助（安否確認） 4. 食料対策、宿舍対策、傷病者対応 5. その他労務関係業務	同左	10名
	総務班	—	1. 派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請 2. 損害賠償対応準備 3. その他総務関係業務	同左	4名
	資材班	—	1. 必要資材の調達及び輸送	同左	5名
	経理班	—	1. 緊急動員時の出金	同左	3名
社外対応部門	お客さま 対応班	—	1. お客様との電話対応 2. 支社・支店との連携 3. 地域対応	1. 避難住民等対応（コールセンター開設） 2. 同左 3. 同左	1名
	立地班	—	1. 地域社会における動向の調査 2. 風評被害準備対応	同左	10名
	広報班	—	1. 報道機関対応 2. 記者会見時の応援 3. 社内関係各所への連絡	同左	8名
東京支社部門	技術班	—	1. 原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）派遣 2. 官庁対応 3. 報道機関対応補助	同左	4名 ^{*1}
	総務班	—	1. 原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）派遣 2. 本店対策本部との連絡調整 3. 報道機関対応 4. 社内関係各所への連絡	同左	4名 ^{*1}

(1/2)より

* 班員数は、※1を除き即応センターに参集する人数を記載

記載の適性化
(組織変更による
名称変更)

備考

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（50/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考
<p>別図2-1-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時の通報経路)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 泊原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 上席放射線防災専門官 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 北海道経済産業局 総務企画部 総務課 国土交通大臣 <ul style="list-style-type: none"> 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 国土交通省 海事局 検査測度課 <事象発生場所が海上の場合> 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 国土交通省 自動車局 車両基準・国際課 <事象発生場所が陸上の場合> 内閣官房 (内閣情報調査室) 内閣官房 (内閣官房副長官補付) 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 <p> : 原災法第10条第1項に基づく通報先 — : 一斉FAX → : 電話によるFAX着信確認 </p> <p style="text-align: center;">6</p>	<p>別図2-1-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時の通報経路)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 泊原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 上席放射線防災専門官 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 北海道経済産業局 総務企画部 総務課 国土交通大臣 <ul style="list-style-type: none"> 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 国土交通省 海事局 検査測度課 <事象発生場所が海上の場合> 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 国土交通省 物流・自動車局 車両基準・国際課 <事象発生場所が陸上の場合> 内閣官房 (内閣情報調査室) 内閣官房 (内閣官房副長官補付) 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 <p> : 原災法第10条第1項に基づく通報先 — : 一斉FAX → : 電話によるFAX着信確認 </p> <p style="text-align: center;">6</p>	<p>国土交通省の組織改編に伴う修正 (読み替え内容の反映)</p>

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（52/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考
<p>別図2-1-5(2) 原災法第25条第2項に基づく報告経路 (事業所外運搬での応急措置の報告経路)</p> <p> : 原災法第25条第2項に基づく報告先 : 一斉FAX : 電話によるFAX着信確認 ※ : 該当本部が設置されている場合の報告経路 </p>	<p>別図2-1-5(2) 原災法第25条第2項に基づく報告経路 (事業所外運搬での応急措置の報告経路)</p> <p> : 原災法第25条第2項に基づく報告先 : 一斉FAX : 電話によるFAX着信確認 ※ : 該当本部が設置されている場合の報告経路 </p>	<p>国土交通省の組織改編に伴う修正 (読み替え内容の反映)</p>
8	8	

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（57/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考
<p data-bbox="338 247 1115 279">別図2-3-2 シビアアクシデント対策等に関する資機材配置</p> <div data-bbox="172 321 1338 1675" style="border: 1px solid black; height: 645px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div data-bbox="368 919 1130 974" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: auto;"> ※枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません </div> </div> <p data-bbox="189 1682 1308 1829"> ※1：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 ※2：発電所全体配置は、防潮堤の撤去工事開始前のものであり、防潮堤等の主要な構築物の配置が確定した後に変更する。 ※3：屋外給水タンクは、2023年度に撤去し、泊発電所3号機の再稼働までに代替給水ピットを設置する。 ※4：代替給水ピットを設置するまでの間は、燃料取替用水タンク（1・2号機）、燃料取替用水ピット（3号機）及びろ過水タンクをシビアアクシデント対策等に関する主な資機材として位置付ける。 </p> <p data-bbox="736 1856 774 1887">13</p>	<p data-bbox="1573 247 2350 279">別図2-3-2 シビアアクシデント対策等に関する資機材配置</p> <div data-bbox="1406 321 2573 1661" style="border: 1px solid black; height: 638px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div data-bbox="1605 911 2356 966" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: auto;"> ※枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません </div> </div> <p data-bbox="1424 1667 2543 1787"> ※1：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 ※2：発電所全体配置は、防潮堤の撤去工事開始前のものであり、防潮堤等の主要な構築物の配置が確定した後に変更する。 ※3：代替給水ピットを設置するまでの間は、燃料取替用水タンク（1・2号機）、燃料取替用水ピット（3号機）及びろ過水タンクをシビアアクシデント対策等に関する主な資機材として位置付ける。 </p> <p data-bbox="1961 1829 2000 1860">13</p>	<p data-bbox="2605 233 2822 321">太枠線内は機密情報に属しますので、公開できません</p> <p data-bbox="2605 352 2804 411">記載の適性化 (注記番号の修正)</p> <p data-bbox="2605 443 2822 562">記載の適性化 (屋外給水タンク撤去に伴う名称を削除)</p> <p data-bbox="2605 653 2804 711">記載の適性化 (注記番号の修正)</p> <p data-bbox="2605 1283 2804 1341">記載の適性化 (注記番号の修正)</p> <p data-bbox="2605 1640 2822 1759">記載の適性化 (屋外給水タンク撤去に伴う名称を削除)</p>

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（63/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考
別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準（1/2）	別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準（1/2）	記載の適正化 (インデントの修正)
連絡基準（警戒事態に該当する事象）	連絡基準（警戒事態に該当する事象）	
<u>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ（AL11）</u> 【適用号機なし】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	<u>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ（AL11）</u> 【適用号機なし】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	
<u>原子炉冷却材の漏えい（AL21）</u> 【適用号機なし】 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	<u>原子炉冷却材の漏えい（AL21）</u> 【適用号機なし】 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	
<u>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（AL24）</u> 【適用号機なし】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	<u>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（AL24）</u> 【適用号機なし】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	
<u>非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ（AL25）</u> 【適用号機なし】 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	<u>非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ（AL25）</u> 【適用号機なし】 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	
<u>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（AL29）</u> 【適用号機なし】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	<u>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（AL29）</u> 【適用号機なし】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL30）</u> 【適用号機なし】 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL30）</u> 【適用号機なし】 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL31）</u> 【1、2、3号機適用】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL31）</u> 【1、2、3号機適用】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	
<u>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ（AL42）</u> 【適用号機なし】 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	<u>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ（AL42）</u> 【適用号機なし】 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	
<u>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）</u> 【適用号機なし】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	<u>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）</u> 【適用号機なし】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	
<u>所内外通信連絡機能の一部喪失（AL52）</u> 【適用号機なし】 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	<u>所内外通信連絡機能の一部喪失（AL52）</u> 【適用号機なし】 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	
<u>重要区域での火災・^{いっ}溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53）</u> 【適用号機なし】 重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。	<u>重要区域での火災・^{いっ}溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53）</u> 【適用号機なし】 重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。	
18	18	

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（69/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考
<p>別表2-1-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準（2/2）</p> <p>判断基準（全面緊急事態に該当する事象）</p> <p><u>非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25）</u> 【適用号機なし】 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p><u>全直流電源の5分間以上喪失（GE27）</u> 【適用号機なし】 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p><u>炉心損傷の検出（GE28）</u> 【適用号機なし】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p><u>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29）</u> 【適用号機なし】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（1、2号機）/燃料取替用水ピット（3号機）からの注水ができないこと。</p> <p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（GE30）</u> 【適用号機なし】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（GE31）</u> 【1、2、3号機適用】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p><u>格納容器圧力の異常上昇（GE41）</u> 【適用号機なし】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p><u>2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42）</u> 【適用号機なし】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p><u>原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失（GE51）</u> 【適用号機なし】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p><u>住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE55）</u> 【1、2、3号機適用】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p><u>事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（XGE61）</u> 【1、2、3号機適用】 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。）。</p> <p><u>事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（XGE62）</u> 【1、2、3号機適用】 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A₂値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。）。</p>	<p>別表2-1-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準（2/2）</p> <p>判断基準（全面緊急事態に該当する事象）</p> <p><u>非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25）</u> 【適用号機なし】 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p><u>全直流電源の5分間以上喪失（GE27）</u> 【適用号機なし】 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p><u>炉心損傷の検出（GE28）</u> 【適用号機なし】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p><u>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29）</u> 【適用号機なし】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（1、2号機）/燃料取替用水ピット（3号機）からの注水ができないこと。</p> <p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（GE30）</u> 【適用号機なし】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（GE31）</u> 【1、2、3号機適用】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p><u>格納容器圧力の異常上昇（GE41）</u> 【適用号機なし】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p><u>2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42）</u> 【適用号機なし】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p><u>原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失（GE51）</u> 【適用号機なし】 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</p> <p><u>住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE55）</u> 【1、2、3号機適用】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p><u>事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（XGE61）</u> 【1、2、3号機適用】 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。）。</p> <p><u>事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（XGE62）</u> 【1、2、3号機適用】 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A₂値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。）。</p>	<p>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」等の改正に伴う修正</p>
24	24	

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（105/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考																
<p style="text-align: center;">泊発電所における解釈</p> <p><AL42：単一障壁の喪失又は喪失のおそれ> 【適用号機なし】 運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。 ① 燃料被覆管障壁の喪失のおそれがあるとき。 ② 燃料被覆管障壁が喪失したとき。 ③ 原子炉冷却系障壁の喪失のおそれがあるとき。 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。</p> <table border="1" data-bbox="195 478 1329 772"> <tr> <td>①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ</td> <td>炉心出口温度の最高値が350℃以上</td> </tr> <tr> <td>②燃料被覆管障壁が喪失</td> <td>炉心出口温度の最高値が600℃以上</td> </tr> <tr> <td>③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ</td> <td>1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離^{*1}をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない</td> </tr> <tr> <td>④原子炉冷却系障壁が喪失</td> <td>1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位^{*2}以下</td> </tr> </table> <p>※1 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。 【1、2号機】 加圧器水位：19% 【3号機】 加圧器水位：17% ※2 非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。 【1、2号機】 加圧器圧力異常低：11.87MPa【gage】 加圧器圧力低：12.55MPa【gage】+加圧器水位低：5% 【3号機】 加圧器圧力異常低：11.48MPa【gage】 加圧器圧力低：12.17MPa【gage】+加圧器水位低：5%</p>	①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上	②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上	③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離 ^{*1} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない	④原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位 ^{*2} 以下	<p style="text-align: center;">泊発電所における解釈</p> <p><AL42：単一障壁の喪失又は喪失のおそれ> 【適用号機なし】 運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。 ① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。 ② 燃料被覆管障壁が喪失したとき。 ③ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。</p> <table border="1" data-bbox="1427 478 2561 772"> <tr> <td>①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ</td> <td>炉心出口温度の最高値が350℃以上</td> </tr> <tr> <td>②燃料被覆管障壁が喪失</td> <td>炉心出口温度の最高値が600℃以上</td> </tr> <tr> <td>③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</td> <td>1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離^{*1}をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない</td> </tr> <tr> <td>④原子炉冷却系障壁が喪失</td> <td>1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位^{*2}以下</td> </tr> </table> <p>※1 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。 【1、2号機】 加圧器水位：19% 【3号機】 加圧器水位：17% ※2 非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。 【1、2号機】 加圧器圧力異常低：11.87MPa【gage】 加圧器圧力低：12.55MPa【gage】+加圧器水位低：5% 【3号機】 加圧器圧力異常低：11.48MPa【gage】 加圧器圧力低：12.17MPa【gage】+加圧器水位低：5%</p>	①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上	②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上	③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離 ^{*1} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない	④原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位 ^{*2} 以下	<p style="color: red;">記載の適正化 （「原子力災害対策指針の緊急時区分を判断する基準等の解説」との表現の統一）</p>
①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上																	
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上																	
③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離 ^{*1} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない																	
④原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位 ^{*2} 以下																	
①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上																	
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上																	
③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離 ^{*1} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない																	
④原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位 ^{*2} 以下																	
<p><SE42：2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ> 【適用号機なし】 運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。^{*1}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ・ ② 燃料被覆管障壁が喪失+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ・ ① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失 ・ ③ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失 <table border="1" data-bbox="195 1304 1329 1665"> <tr> <td>①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ</td> <td>炉心出口温度の最高値が350℃以上</td> </tr> <tr> <td>②燃料被覆管障壁が喪失</td> <td>炉心出口温度の最高値が600℃以上</td> </tr> <tr> <td>③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ</td> <td>1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離^{*2}をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない</td> </tr> <tr> <td>④格納容器障壁が喪失</td> <td>以下のいずれかとなったとき。 ・ 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ・ 格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路があるとき。</td> </tr> </table> <p>※1 「喪失」の条件が成立している状況においては、「喪失するおそれ」の条件は既に成立している。 ※2 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。 【1、2号機】 加圧器水位：19% 【3号機】 加圧器水位：17%</p>	①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上	②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上	③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離 ^{*2} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない	④格納容器障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。 ・ 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ・ 格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路があるとき。	<p><SE42：2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ> 【適用号機なし】 運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。^{*1}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ・ ② 燃料被覆管障壁が喪失+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ・ ① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失 ・ ③ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失 <table border="1" data-bbox="1427 1304 2561 1665"> <tr> <td>①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ</td> <td>炉心出口温度の最高値が350℃以上</td> </tr> <tr> <td>②燃料被覆管障壁が喪失</td> <td>炉心出口温度の最高値が600℃以上</td> </tr> <tr> <td>③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</td> <td>1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離^{*2}をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない</td> </tr> <tr> <td>④格納容器障壁が喪失</td> <td>以下のいずれかとなったとき。 ・ 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ・ 格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路があるとき。</td> </tr> </table> <p>※1 「喪失」の条件が成立している状況においては、「喪失のおそれ」の条件は既に成立している。 ※2 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。 【1、2号機】 加圧器水位：19% 【3号機】 加圧器水位：17%</p>	①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上	②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上	③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離 ^{*2} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない	④格納容器障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。 ・ 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ・ 格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路があるとき。	<p style="color: red;">記載の適正化 （「原子力災害対策指針の緊急時区分を判断する基準等の解説」との表現の統一）</p>
①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上																	
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上																	
③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離 ^{*2} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない																	
④格納容器障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。 ・ 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ・ 格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路があるとき。																	
①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上																	
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上																	
③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離 ^{*2} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない																	
④格納容器障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。 ・ 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ・ 格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路があるとき。																	

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（110/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）			泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）			備 考
別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（21/27）			別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈（21/27）			
EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。	AL51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。	
SE51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。	SE51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
GE51	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。	GE51	原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。	火災等により原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉を停止した後に冷温停止状態を維持することができなくなり、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。	
65			65			「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」等の改正に伴う修正

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（129/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）							泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）							備考	
別表2-3-2 原子力防災資機材（1/2）							別表2-3-2 原子力防災資機材（1/2）								
分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所	分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所		
放射線障害防護用具	汚染防護服	防護衣（タイベック、オーパーシューズ、靴下、白綿手袋、ゴム手袋2重）	1,055組	外観点検	1回/年	緊急時対策所 1・2号機原子炉補助建屋 3号機原子炉補助建屋 社員寮 クローラー車	放射線障害防護用具	汚染防護服	防護衣（タイベック、オーパーシューズ、靴下、白綿手袋、ゴム手袋2重）	1,055組	外観点検	1回/年	緊急時対策所 1・2号機原子炉補助建屋 3号機原子炉補助建屋 社員寮 クローラー車	記載の適正化 （数量の明確化）	
	呼吸用ボンベ（交換用の物を含む。）その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	44個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 1・2号機原子炉補助建屋 3号機原子炉補助建屋 1・2号機出入管理建屋 T.P.51 m 倉庫・車庫		呼吸用ボンベ（交換用の物を含む。）その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	44個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 1・2号機原子炉補助建屋 3号機原子炉補助建屋 1・2号機出入管理建屋 T.P.51 m 倉庫・車庫		
	フィルター付防護マスク	チャコール付マスク	1,105個	外観点検	1回/年	緊急時対策所 1・2号機原子炉補助建屋 3号機原子炉補助建屋 社員寮 クローラー車		フィルター付防護マスク	チャコール付マスク	1,105個	外観点検	1回/年	緊急時対策所 1・2号機原子炉補助建屋 3号機原子炉補助建屋 社員寮 クローラー車		
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	9回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	9回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所	記載の適正化 （数量の明確化）		
	ファクシミリ装置	専用ファクシミリ	7台	機能確認	1回/年		ファクシミリ装置	専用ファクシミリ	7台	機能確認	1回/年				
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	移動無線機（無線10台、電話3台）	13台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 個人配布	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	移動無線機（無線10台、電話3台）	13台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 個人配布			
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒モニタ	1号機 2台 2号機 2台 3号機 2台	機能確認	1回/cy	管理区域	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒モニタ	1号機 2台 2号機 2台 3号機 2台	機能確認	1回/cy	管理区域			記載の適正化 （数量の明確化）
		試料放射能分析装置（排水モニタ）	1,2号機 1台 3号機 1台	機能確認	1回/年 (1回/cy)			試料放射能分析装置	1,2号機 1台 3号機 1台	機能確認	1回/年				
		シンチレーションサーベイメータ	4台	機能確認	1回/年			シンチレーションサーベイメータ	4台	機能確認	1回/年				
	ガンマ線測定用可搬式測定器	電離箱サーベイメータ	13台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 3号機原子炉補助建屋 モニタリングカーに搭載	ガンマ線測定用可搬式測定器	電離箱サーベイメータ	13台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 3号機原子炉補助建屋 モニタリングカーに搭載			
		中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	2台	機能確認	1回/年		管理区域	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	2台	機能確認		1回/年	
	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス素子	100個	外観点検	1回/年	1・2号機出入管理建屋	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス素子	100個	外観点検	1回/年	1・2号機出入管理建屋			
	表面の放射性物質密度を測定することが可能な可搬式測定器	GM管式汚染サーベイメータ	13台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 3号機原子炉補助建屋	表面の放射性物質密度を測定することが可能な可搬式測定器	GM管式汚染サーベイメータ	13台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 3号機原子炉補助建屋			
		可搬式ダスト測定関連機器	ダストサンプラ	4台	機能確認	1回/年		緊急時対策所	可搬式ダスト測定関連機器	ダストサンプラ	4台	機能確認	1回/年	緊急時対策所	
	ダスト測定装置		1台	機能確認	1回/cy	モニタリングカーに搭載	ダスト測定装置	1台		機能確認	1回/cy	モニタリングカーに搭載			
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	移動式よう素サンプラ	2台	機能確認	1回/年	緊急時対策所	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	移動式よう素サンプラ	2台	機能確認	1回/年	緊急時対策所			
よう素測定装置（ダスト測定装置と共用）		1台	機能確認	1回/cy	モニタリングカーに搭載	よう素測定装置（ダスト測定装置と共用）		1台	機能確認	1回/cy	モニタリングカーに搭載				
個人用外部被ばく線量測定器	ガラスバッジ	200台	外観点検	1回/年	緊急時対策所	個人用外部被ばく線量測定器	ガラスバッジ	200台	外観点検	1回/年	緊急時対策所				

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（132/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）					泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）					備考
別表2-3-4 シビアアクシデント対策等に関する主な資機材					別表2-3-4 シビアアクシデント対策等に関する主な資機材					
名称	数量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所	名称	必要数※4 予備数 自主設置	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所	
代替非常用発電機 1380kW (1725kVA)	6台	機能確認	1回/月	T.P. 31m屋外エリア	代替非常用発電機 1380kW (1725kVA)	必: 3台 予: 3台 自: 3台	機能確認	1回/月	T.P. 31m屋外エリア	<p>資機材数量の記載方法を見直し、必要数量、予備数量及び自主設置数量を明確化。 （資機材の故障時や保守点検時には、予備等を発電所外へ持ち出し点検等を行うことから、発電所としての必要数、予備数を明確化。）</p> <p>記載の適性化 （屋外給水タンクの撤去に伴う削除及び注記番号の修正。）</p> <p>記載の適性化 （屋外給水タンクの撤去に伴う注記の修正。）</p> <p>資機材数量の記載方法を見直したため、注釈を追加。</p>
可搬型代替電源車 1760kW (2200kVA)	8台	機能確認	1回/年	T.P. 31m屋外エリア T.P. 60m屋外エリア T.P. 130m屋外エリア	可搬型代替電源車 1760kW (2200kVA)	必: 1台 予: 1台 自: 8台	機能確認	1回/年	T.P. 31m屋外エリア T.P. 60m屋外エリア T.P. 130m屋外エリア	
タンクローリー（4kℓ）	4台	機能確認	道路運送車両法に基づく点検頻度	T.P. 31m屋外エリア T.P. 60m屋外エリア	タンクローリー（4kℓ）	必: 1台 予: 1台 自: 2台	機能確認	道路運送車両法に基づく点検頻度	T.P. 31m屋外エリア T.P. 60m屋外エリア	
可搬型大容量海水送水ポンプ車	3台	機能確認	車両: 道路運送車両法に基づく点検頻度 艀装部: 1回/年	T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 46m車庫 T.P. 31m屋外エリア	可搬型大容量海水送水ポンプ車	必: 1台 予: 1台 自: 3台	機能確認	車両: 道路運送車両法に基づく点検頻度 艀装部: 1回/年	T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 46m車庫 T.P. 31m屋外エリア	
可搬型大型送水ポンプ車	13台			T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 46m車庫 T.P. 31m屋外エリア T.P. 60m屋外エリア	可搬型大型送水ポンプ車	必: 1台 予: 1台 自: 11台			T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 46m車庫 T.P. 31m屋外エリア T.P. 60m屋外エリア	
可搬型中型送水ポンプ車	1台			T.P. 46m車庫	可搬型中型送水ポンプ車	自: 1台			T.P. 46m車庫	
大規模火災用消防自動車	1台			T.P. 51m倉庫・車庫	大規模火災用消防自動車	自: 1台			T.P. 51m倉庫・車庫	
放水砲	3台	機能確認	1回/年	T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 46m車庫 T.P. 31m屋外エリア	放水砲	必: 3台 予: 1台 自: 6台	機能確認	1回/年	T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 46m車庫 T.P. 31m屋外エリア	
ホース延長・回収車（可搬型送水ポンプ車用）	8台	機能確認	車両: 道路運送車両法に基づく点検頻度 艀装部: 1回/年	T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 46m車庫 T.P. 31m屋外エリア	ホース延長・回収車（可搬型送水ポンプ車用）	必: 1台 予: 1台 自: 6台	機能確認	車両: 道路運送車両法に基づく点検頻度 艀装部: 1回/年	T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 46m車庫 T.P. 31m屋外エリア	
ホース延長・回収車（可搬型大容量海水送水ポンプ車用）	2台	機能確認	車両: 道路運送車両法に基づく点検頻度 艀装部: 1回/年	T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 31m屋外エリア	ホース延長・回収車（可搬型大容量海水送水ポンプ車用）	必: 1台 予: 1台 自: 2台	機能確認	車両: 道路運送車両法に基づく点検頻度 艀装部: 1回/年	T.P. 51m倉庫・車庫 T.P. 31m屋外エリア	
屋外給水タンク※3	1式	外観点検	1回/年	T.P. 31m屋外エリア	燃料取替用水タンク（1・2号機）※3	1式	外観点検	1回/年	1・2号機燃料取替用水タンク建屋	
燃料取替用水タンク（1・2号機）※4	1式	外観点検	1回/年	1・2号機燃料取替用水タンク建屋	燃料取替用水タンク（1・2号機）※3	1式	外観点検	1回/年	3号機原子炉建屋	
燃料取替用水ピット（3号機）※4	1式	外観点検	1回/年	3号機原子炉建屋	燃料取替用水ピット（3号機）※3	1式	外観点検	1回/年	3号機原子炉建屋	
ろ過水タンク※4	1式	外観点検	1回/年	T.P. 10m屋外エリア	ろ過水タンク※3	1式	外観点検	1回/年	T.P. 10m屋外エリア	
バックホウ	2台	機能確認	1回/年	T.P. 31m屋外エリア	バックホウ	必: 1台 予: 1台 自: 1台	機能確認	1回/年	T.P. 31m屋外エリア	
ホイールローダー	2台			T.P. 31m屋外エリア	ホイールローダー	必: 1台 予: 1台 自: 1台			T.P. 31m屋外エリア	

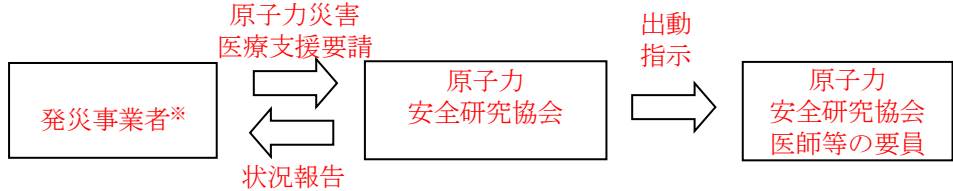
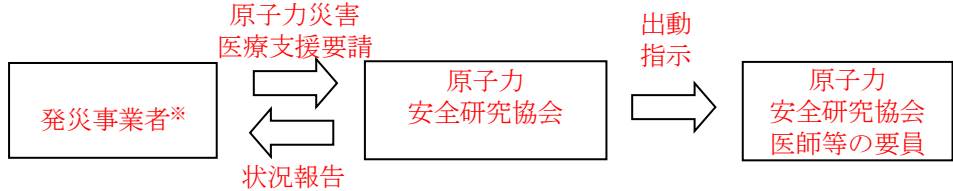
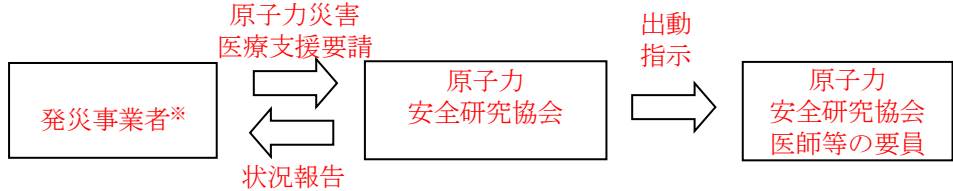
※1：機能確認には、外観点検を含む。
 ※2：設置箇所・保管場所は変更する可能性がある。
 ※3：屋外給水タンクは、2023年度に撤去し、泊発電所3号機の再稼働までに代替給水ピットを設置する。
 ※4：代替給水ピットを設置するまでの間は、燃料取替用水タンク（1・2号機）、燃料取替用水ピット（3号機）及びろ過水タンクをシビアアクシデント対策等に関する主な資機材として位置付ける。

※1：機能確認には、外観点検を含む。
 ※2：設置箇所・保管場所は変更する可能性がある。
 ※3：代替給水ピットを設置するまでの間は、燃料取替用水タンク（1・2号機）、燃料取替用水ピット（3号機）及びろ過水タンクをシビアアクシデント対策等に関する主な資機材として位置付ける。
 ※4：資機材の数量は、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の許可前において、発電所の安全性を確保するための必要数、予備数及び自主設置数を示す。
 必：必要数を示す。
 予：予備数を示す。予備は修理及び保守点検において、発電所外に搬出することも有り得る。
 自：自主設置を示す。新規基準に対応する可搬型重大事故等対処設備等として先行配備したものであり、現在のプラント状況では配備要求がないものである。

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（141/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考																																
	<p style="text-align: center;">別表2-8-1 医療関連資機材</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> <th>点検内容</th> <th>点検頻度</th> <th>設置箇所・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">医療関連 資機材</td> <td style="text-align: center;">AED</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td style="text-align: center;">機能確認</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">1・2号機 出入管理建屋</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">アンビューバック</td> <td style="text-align: center;">1個</td> <td style="text-align: center;">外観確認</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ストレッチャー</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td style="text-align: center;">外観確認</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">担架</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td style="text-align: center;">外観確認</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">点滴台</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td style="text-align: center;">外観確認</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車椅子</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td style="text-align: center;">外観確認</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名 称	数量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所	医療関連 資機材	AED	1台	機能確認	1回/年	1・2号機 出入管理建屋	アンビューバック	1個	外観確認	1回/年	ストレッチャー	1台	外観確認	1回/年	担架	1台	外観確認	1回/年	点滴台	1台	外観確認	1回/年	車椅子	1台	外観確認	1回/年	<p>原子力災害医療活動にて使用する資機材の明確化。</p>
分類	名 称	数量	点検内容	点検頻度	設置箇所・保管場所																													
医療関連 資機材	AED	1台	機能確認	1回/年	1・2号機 出入管理建屋																													
	アンビューバック	1個	外観確認	1回/年																														
	ストレッチャー	1台	外観確認	1回/年																														
	担架	1台	外観確認	1回/年																														
	点滴台	1台	外観確認	1回/年																														
	車椅子	1台	外観確認	1回/年																														

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（142/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考																										
	<p style="text-align: center;">別表2-8-2 原子力安全研究協会</p> <p>1. 原子力安全研究協会の概要</p> <table border="1" data-bbox="1439 373 2570 449"> <tr> <td>名 称</td> <td>公益財団法人 原子力安全研究協会</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>東京都港区新橋5丁目18番7号</td> </tr> </table> <p>2. 平常時の原子力安全研究協会の主なオンサイト医療業務</p> <table border="1" data-bbox="1439 548 2570 772"> <tr> <td>医師等の待機等</td> <td>災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者との連携</td> <td>災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。</td> </tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td> <td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。</td> </tr> </table> <p>3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容</p> <table border="1" data-bbox="1439 871 2570 1287"> <tr> <td>災害発生時の連絡体制</td> <td>  <p style="text-align: center;">※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> </td> </tr> <tr> <td>発災事業者への支援内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を招集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 </td> </tr> </table> <p>4. 保有資機材一覧</p> <p>原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。</p> <table border="1" data-bbox="1439 1486 2570 1654"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">現地活動用資機材</td> <td>医療用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>通信用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>放射線管理資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会	所 在 地	東京都港区新橋5丁目18番7号	医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。	原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。	災害発生時の連絡体制	 <p style="text-align: center;">※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>	発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を招集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 	分 類	名 称	数 量	現地活動用資機材	医療用資機材	1式	通信用資機材	1式	放射線管理資機材	1式	一般資機材	1式	<p>原子力災害医療活動に係る原子力安全研究協会の組織概要を明確化。</p>
名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会																											
所 在 地	東京都港区新橋5丁目18番7号																											
医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。																											
原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回/年）に実施する。																											
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。																											
災害発生時の連絡体制	 <p style="text-align: center;">※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>																											
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を招集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。 																											
分 類	名 称	数 量																										
現地活動用資機材	医療用資機材	1式																										
	通信用資機材	1式																										
	放射線管理資機材	1式																										
	一般資機材	1式																										

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（143/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考																				
<p>別表2-8-1 原子力緊急事態支援組織</p>	<p>別表2-8-3 原子力緊急事態支援組織</p>																					
<p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p>	<p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p>																					
<table border="1"> <tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>名 称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子38号36</td></tr> <tr><td>施設概要</td><td>事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等</td></tr> <tr><td>要 員 数</td><td>21名（所長、支援組織要員）</td></tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名 称	美浜原子力緊急事態支援センター	所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子38号36	施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等	要 員 数	21名（所長、支援組織要員）	<table border="1"> <tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>名 称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子38号36</td></tr> <tr><td>施設概要</td><td>事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等</td></tr> <tr><td>要 員 数</td><td>21名（所長、支援組織要員）</td></tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名 称	美浜原子力緊急事態支援センター	所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子38号36	施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等	要 員 数	21名（所長、支援組織要員）	<p>別表の追加に伴う別表番号の修正。</p>
実施主体	日本原子力発電株式会社																					
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター																					
所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子38号36																					
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等																					
要 員 数	21名（所長、支援組織要員）																					
実施主体	日本原子力発電株式会社																					
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター																					
所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子38号36																					
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等																					
要 員 数	21名（所長、支援組織要員）																					
<p>2. 平常時の主な業務</p>	<p>2. 平常時の主な業務</p>																					
<table border="1"> <tr><td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr> </table>	資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	<table border="1"> <tr><td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr> </table>	資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																	
資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																					
資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																					
<table border="1"> <tr><td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr> </table>	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	<table border="1"> <tr><td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr> </table>	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																	
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																					
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																					
<table border="1"> <tr><td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr> </table>	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	<table border="1"> <tr><td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr> </table>	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																	
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																					
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																					
<table border="1"> <tr><td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td></tr> </table>	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	<table border="1"> <tr><td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td></tr> </table>	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																	
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																					
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																					
<p>3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容</p>	<p>3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容</p>																					
<table border="1"> <tr><td>災害発生時の連絡体制（24時間365日オンコール体制）</td><td> <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> </td></tr> </table>	災害発生時の連絡体制（24時間365日オンコール体制）	<p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>	<table border="1"> <tr><td>災害発生時の連絡体制（24時間365日オンコール体制）</td><td> <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> </td></tr> </table>	災害発生時の連絡体制（24時間365日オンコール体制）	<p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>																	
災害発生時の連絡体制（24時間365日オンコール体制）	<p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>																					
災害発生時の連絡体制（24時間365日オンコール体制）	<p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>																					
<table border="1"> <tr><td>発災事業者への支援内容</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する発電所対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 </td></tr> </table>	発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する発電所対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 	<table border="1"> <tr><td>発災事業者への支援内容</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する発電所対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 </td></tr> </table>	発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する発電所対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 	<p>記載の適正化（誤記訂正）</p>																
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する発電所対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 																					
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する発電所対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 																					
<p>96</p>	<p>98</p>	<p>頁の修正</p>																				

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（155/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備考																																																																																																										
<p style="text-align: right;">様式5</p> <p style="text-align: center;">原子力防災資機材現況届出書</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td>汚染防護服</td> <td style="text-align: right;">組</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td style="text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td>フィルター付防護マスク</td> <td style="text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td style="text-align: right;">回線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">計測器等</td> <td>排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能分析装置 (排水モニタ)</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td style="text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>可搬式ダスト測定関連機器</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタリング設備 モニタリングカー</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他資機材</td> <td>ヨウ素剤</td> <td style="text-align: right;">錠</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> </table> <p>備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。</p>	原子力事業所の名称及び場所	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1		放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	フィルター付防護マスク	個	非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	ファクシミリ	台	携帯電話等	台	計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	台	排気筒モニタ	台	試料放射能分析装置 (排水モニタ)	台	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	中性子線測定用サーベイメータ	台	空間放射線積算線量計	個	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	可搬式ダスト測定関連機器	台	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	台	個人用外部被ばく線量測定器	台	その他	台	エリアモニタリング設備 モニタリングカー	台	その他資機材	ヨウ素剤	錠	担架	台	除染用具	式	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	<p style="text-align: right;">様式5</p> <p style="text-align: center;">原子力防災資機材現況届出書</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td>汚染防護服</td> <td style="text-align: right;">組</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td style="text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td>フィルター付防護マスク</td> <td style="text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td style="text-align: right;">回線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">計測器等</td> <td>排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能分析装置 排水モニタ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td style="text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>可搬式ダスト測定関連機器</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタリング設備 モニタリングカー</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他資機材</td> <td>ヨウ素剤</td> <td style="text-align: right;">錠</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> </table> <p>備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。</p>	原子力事業所の名称及び場所	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1		放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	フィルター付防護マスク	個	非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	ファクシミリ	台	携帯電話等	台	計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	台	排気筒モニタ	台	試料放射能分析装置 排水モニタ	台	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	中性子線測定用サーベイメータ	台	空間放射線積算線量計	個	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	可搬式ダスト測定関連機器	台	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	台	個人用外部被ばく線量測定器	台	その他	台	エリアモニタリング設備 モニタリングカー	台	その他資機材	ヨウ素剤	錠	担架	台	除染用具	式	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	<p style="text-align: center; color: red;">記載の適性化 (数量の明確化)</p> <p style="text-align: center; color: red;">109</p> <p style="text-align: center; color: red;">頁の修正</p>
原子力事業所の名称及び場所	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1																																																																																																											
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組																																																																																																										
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個																																																																																																										
	フィルター付防護マスク	個																																																																																																										
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線																																																																																																										
	ファクシミリ	台																																																																																																										
	携帯電話等	台																																																																																																										
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	台																																																																																																										
	排気筒モニタ	台																																																																																																										
	試料放射能分析装置 (排水モニタ)	台																																																																																																										
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台																																																																																																										
	中性子線測定用サーベイメータ	台																																																																																																										
	空間放射線積算線量計	個																																																																																																										
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台																																																																																																										
	可搬式ダスト測定関連機器	台																																																																																																										
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	台																																																																																																										
	個人用外部被ばく線量測定器	台																																																																																																										
	その他	台																																																																																																										
	エリアモニタリング設備 モニタリングカー	台																																																																																																										
その他資機材	ヨウ素剤	錠																																																																																																										
	担架	台																																																																																																										
	除染用具	式																																																																																																										
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台																																																																																																										
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式																																																																																																										
原子力事業所の名称及び場所	北海道電力株式会社 泊発電所 北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1																																																																																																											
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組																																																																																																										
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個																																																																																																										
	フィルター付防護マスク	個																																																																																																										
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線																																																																																																										
	ファクシミリ	台																																																																																																										
	携帯電話等	台																																																																																																										
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	台																																																																																																										
	排気筒モニタ	台																																																																																																										
	試料放射能分析装置 排水モニタ	台																																																																																																										
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台																																																																																																										
	中性子線測定用サーベイメータ	台																																																																																																										
	空間放射線積算線量計	個																																																																																																										
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台																																																																																																										
	可搬式ダスト測定関連機器	台																																																																																																										
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	台																																																																																																										
	個人用外部被ばく線量測定器	台																																																																																																										
	その他	台																																																																																																										
	エリアモニタリング設備 モニタリングカー	台																																																																																																										
その他資機材	ヨウ素剤	錠																																																																																																										
	担架	台																																																																																																										
	除染用具	式																																																																																																										
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台																																																																																																										
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式																																																																																																										

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（157/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備考																												
<p style="text-align: right;">様式7</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 連絡者名 連絡先</p> <p>警戒事態該当事象連絡</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td>名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td>泊発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分(24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類</td> <td> <input type="checkbox"/> (AL11)原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> (AL21)原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> (AL24)蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL25)非常用交流高圧母線の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL42)単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL53)重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) <input type="checkbox"/> 重要な故障等(オンサイト統括判断) </td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中その他()</td> </tr> <tr> <td>発生した警戒事態該当事象の概要</td> <td> 原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) 非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: n Gy/h → n Gy/h) 放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) その他 </td> </tr> <tr> <td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	警戒事態該当事象の発生箇所	泊発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> (AL11)原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> (AL21)原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> (AL24)蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL25)非常用交流高圧母線の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL42)単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL53)重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) <input type="checkbox"/> 重要な故障等(オンサイト統括判断)	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中その他()	発生した警戒事態該当事象の概要	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) 非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: n Gy/h → n Gy/h) 放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) その他	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		<p style="text-align: right;">様式7</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 連絡者名 連絡先</p> <p>警戒事態該当事象連絡</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td>名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td>泊発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分(24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>発生した警戒事態該当事象の概要</td> <td> <input type="checkbox"/> (AL11)原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> (AL21)原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> (AL24)蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL25)非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL42)単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL53)重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) <input type="checkbox"/> 重要な故障等(オンサイト統括判断) </td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中その他()</td> </tr> <tr> <td>発生した警戒事態該当事象の概要</td> <td> 原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) 非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: n Gy/h → n Gy/h) 放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) その他 </td> </tr> <tr> <td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td> <td> (当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上*1の地震が発生した場合) ※1:当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計*2による観測地震加速度[発生日時 年 月 日 時 分頃(24時間表示)] ※2:観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 観測中、検知なし、検知あり(水平方向: gal) </td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m):390gal以下、水平方向(EL.3.3m):280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m):140gal以下 泊3号機 水平方向(T.P.33.1m):380gal以下、水平方向(T.P.-1.7m):200gal以下、鉛直方向(T.P.-1.7m):100gal以下</p>	原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	警戒事態該当事象の発生箇所	泊発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)	発生した警戒事態該当事象の概要	<input type="checkbox"/> (AL11)原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> (AL21)原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> (AL24)蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL25)非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL42)単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL53)重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) <input type="checkbox"/> 重要な故障等(オンサイト統括判断)	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中その他()	発生した警戒事態該当事象の概要	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) 非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: n Gy/h → n Gy/h) 放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) その他	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上*1の地震が発生した場合) ※1:当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計*2による観測地震加速度[発生日時 年 月 日 時 分頃(24時間表示)] ※2:観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 観測中、検知なし、検知あり(水平方向: gal)	<p style="color: red;">記載の適正化 (表現の統一)</p> <p style="color: red;">地震情報反映に伴う通報連絡様式の修正 (地震発生時の連絡にあたり、地震加速度を明確化)</p> <p style="color: red;">頁の修正</p>
原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1																													
警戒事態該当事象の発生箇所	泊発電所 号機																													
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)																													
警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> (AL11)原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> (AL21)原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> (AL24)蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL25)非常用交流高圧母線の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL42)単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL53)重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) <input type="checkbox"/> 重要な故障等(オンサイト統括判断)																													
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中その他()																													
発生した警戒事態該当事象の概要	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) 非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: n Gy/h → n Gy/h) 放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) その他																													
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報																														
原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1																													
警戒事態該当事象の発生箇所	泊発電所 号機																													
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)																													
発生した警戒事態該当事象の概要	<input type="checkbox"/> (AL11)原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> (AL21)原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> (AL24)蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL25)非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL42)単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL53)重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) <input type="checkbox"/> 重要な故障等(オンサイト統括判断)																													
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中その他()																													
発生した警戒事態該当事象の概要	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) 非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: n Gy/h → n Gy/h) 放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) その他																													
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上*1の地震が発生した場合) ※1:当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計*2による観測地震加速度[発生日時 年 月 日 時 分頃(24時間表示)] ※2:観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 観測中、検知なし、検知あり(水平方向: gal)																													

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（158/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）		泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）		備考	
<p>様式8 特定事象発生通報(原子炉施設) (第 報)</p> <p>年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 通報者名 連絡先</p> <p>第10条通報</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p>		<p>様式8 特定事象発生通報(原子炉施設) (第 報)</p> <p>年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 通報者名 連絡先</p> <p>第10条通報</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p>			
原子力事業所の名称及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	原子力事業所の名称及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1		
特定事象の発生箇所	泊発電所 号機	特定事象の発生箇所	泊発電所 号機		
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）		
発生した特定事象の概要	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>※ □(SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>※ □(SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>※ □(SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>※ □(SE06) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□(SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□(SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p>□(SE25) 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□(SE27) 直流電源の部分喪失</p> <p>※ □(SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>※ □(SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>※ □(SE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□(SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>※ □(SE42) 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□(SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>※ □(SE51) 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□(SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□(SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>※ □(SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> <p>(注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>※ □(GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>※ □(GE02[SE02]) 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>※ □(GE03[SE03]) 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>※ □(GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>※ □(GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>※ □(GE06) 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>※ □(GE11) 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>※ □(GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>※ □(GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能</p> <p>※ □(GE25) 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>※ □(GE27) 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>※ □(GE28) 炉心損傷の検出</p> <p>※ □(GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>※ □(GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>※ □(GE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>※ □(GE41) 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>※ □(GE42) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>※ □(GE51) 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>※ □(GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>※ □(SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>※ □(SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>※ □(SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>※ □(SE06) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□(SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□(SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p>□(SE25) 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失</p> <p>□(SE27) 直流電源の部分喪失</p> <p>※ □(SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>※ □(SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>※ □(SE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□(SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>※ □(SE42) 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>□(SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>※ □(SE51) 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□(SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□(SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>※ □(SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> <p>(注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>※ □(GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>※ □(GE02[SE02]) 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>※ □(GE03[SE03]) 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>※ □(GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>※ □(GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>※ □(GE06) 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>※ □(GE11) 全ての原子炉停止操作の失敗</p> <p>※ □(GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>※ □(GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能</p> <p>※ □(GE25) 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失</p> <p>※ □(GE27) 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>※ □(GE28) 炉心損傷の検出</p> <p>※ □(GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>※ □(GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>※ □(GE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>※ □(GE41) 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>※ □(GE42) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</p> <p>※ □(GE51) 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失</p> <p>※ □(GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>	
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中その他()	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中その他()	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	<p>原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)</p> <p>ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗</p> <p>排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h→ nGy/h)</p> <p>放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>その他</p>	<p>原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)</p> <p>ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗</p> <p>排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h→ nGy/h)</p> <p>放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>その他</p>	<p>原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)</p> <p>ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗</p> <p>排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h→ nGy/h)</p> <p>放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>その他</p>	<p>原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)</p> <p>ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗</p> <p>排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h→ nGy/h)</p> <p>放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>その他</p>
	その他特定事象の把握に参考となる情報		その他特定事象の把握に参考となる情報	<p>(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上*1の地震が発生した場合)</p> <p>※1：当該特定事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測地震計による観測地震加速度を記入する。 観測地震計*2による観測地震加速度【発生日時 年 月 日 時 分頃(24時間表示)】</p> <p>※2：観測地震計は水平方向のみ観測可能。 観測中、検知なし、検知あり(水平方向: gal)</p>	地震情報反映に伴う通報連絡様式の修正 (地震発生時の通報にあたり、地震加速度を明確化)
備考	この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	備考	この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 観測地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m)：390gal以下、水平方向(EL.3.3m)：280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m)：140gal以下 泊3号機 水平方向(T.P.33.1m)：380gal以下、水平方向(T.P.-1.7m)：200gal以下、鉛直方向(T.P.-1.7m)：100gal以下		

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（160/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備 考																								
<p style="text-align: right;">様式10</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡</p> <p style="text-align: right;">(第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p>警戒事態該当事象発生後の経過連絡</p> <p style="text-align: right;">北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 連絡者名 連絡先</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td>名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所(注1)</td> <td>泊発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分(24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p> <p style="text-align: center;">112</p>	原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	泊発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)	警戒事態該当事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)		その他の事項の対応(注3)		<p style="text-align: right;">様式10</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡</p> <p style="text-align: right;">(第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p>警戒事態該当事象発生後の経過連絡</p> <p style="text-align: right;">北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 連絡者名 連絡先</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td>名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所(注1)</td> <td>泊発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分(24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)(注3)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注4)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m):390gal以下、水平方向(EL.3.3m):280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m):140gal以下 泊3号機 水平方向(T.P.33.1m):380gal以下、水平方向(T.P.-1.7m):200gal以下、鉛直方向(T.P.-1.7m):100gal以下 (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計*の加速度gal数(水平方向)を記入する。 ※:観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 (注4) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p> <p style="text-align: center;">114</p>	原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	泊発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)	警戒事態該当事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)(注3)		その他の事項の対応(注4)		<p style="color: red;">地震加速度に係る注記の追加に伴い記載箇所を明記</p> <p style="color: red;">記載の適正化(法令との整合)</p> <p style="color: red;">注記の追加に伴い修正</p> <p style="color: red;">地震情報反映に伴う通報連絡様式の修正(地震発生時の連絡にあたり、地震加速度の明確化)</p> <p style="color: red;">頁の修正</p>
原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1																									
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	泊発電所 号機																									
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)																									
警戒事態該当事象の種類(注1)																										
発生事象と対応の概要(注2)																										
その他の事項の対応(注3)																										
原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1																									
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	泊発電所 号機																									
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)																									
警戒事態該当事象の種類(注1)																										
発生事象と対応の概要(注2)(注3)																										
その他の事項の対応(注4)																										

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（161/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備考																								
<p style="text-align: right;">様式11</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要（原子炉施設） (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 報告者名 連絡先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">第25条報告</div> <p>原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所(注1)</td> <td>泊発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分(24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p> <p style="text-align: center;">113</p>	原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	特定事象の発生箇所(注1)	泊発電所 号機	特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)	特定事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無	その他の事項の対応(注3)		<p style="text-align: right;">様式11</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要（原子炉施設） (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 報告者名 連絡先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">第25条報告</div> <p>原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所(注1)</td> <td>泊発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分(24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)(注3)</td> <td>(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注4)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。 泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m):390gal以下、水平方向(EL.3.3m):280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m):140gal以下 泊3号機 水平方向(T.P.33.1m):380gal以下、水平方向(T.P.-1.7m):200gal以下、鉛直方向(T.P.-1.7m):100gal以下 (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計*の加速度gal数(水平方向)を記入する。 ※:観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 (注4) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p> <p style="text-align: center;">115</p>	原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	特定事象の発生箇所(注1)	泊発電所 号機	特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)	特定事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無	その他の事項の対応(注4)		<p style="color: red;">記載の適正化 (法令との整合)</p> <p style="color: red;">地震情報反映に伴う通報連絡様式の修正 (地震発生時の報告にあたり、地震加速度の明確化)</p> <p style="color: red;">頁の修正</p>
原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1																									
特定事象の発生箇所(注1)	泊発電所 号機																									
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)																									
特定事象の種類(注1)																										
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無																									
その他の事項の対応(注3)																										
原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1																									
特定事象の発生箇所(注1)	泊発電所 号機																									
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)																									
特定事象の種類(注1)																										
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無																									
その他の事項の対応(注4)																										

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表 (令和5年度修正案) (163/166)

泊発電所原子力事業者防災業務計画 (修正前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画 (修正後)	備 考																								
<p style="text-align: center;">様式12</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要(事業所外運搬) (第 報)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 報告者名 連絡先</p> <p style="text-align: center;">第25条報告</p> <p>原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所(注1)</td> <td style="text-align: center;">都道府県 市町村 (海上の場合:沖合 km)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻(注1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分(24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p> <p style="text-align: center;">115</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	特定事象の発生箇所(注1)	都道府県 市町村 (海上の場合:沖合 km)	特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)	特定事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無	その他の事項の対応(注3)		<p style="text-align: center;">様式12</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要(事業所外運搬) (第 報)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 報告者名 連絡先</p> <p style="text-align: center;">第25条報告</p> <p>原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所(注1)</td> <td style="text-align: center;">都道府県 市町村 (海上の場合:沖合 km)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻(注1)</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分(24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p> <p style="text-align: center;">117</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	特定事象の発生箇所(注1)	都道府県 市町村 (海上の場合:沖合 km)	特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)	特定事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無	その他の事項の対応(注3)		<p style="color: red;">記載の適正化 (法令との整合)</p> <p style="color: red;">記載の適正化 (法令との整合)</p> <p style="color: red;">頁の修正</p>
原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1																									
特定事象の発生箇所(注1)	都道府県 市町村 (海上の場合:沖合 km)																									
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)																									
特定事象の種類(注1)																										
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無																									
その他の事項の対応(注3)																										
原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1																									
特定事象の発生箇所(注1)	都道府県 市町村 (海上の場合:沖合 km)																									
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)																									
特定事象の種類(注1)																										
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無																									
その他の事項の対応(注3)																										

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（164/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）	泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）	備考																																																																																																																										
<p style="text-align: right;">様式12 添付</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要（輸送容器状況）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 輸送容器状況 (確認時刻： 月 日 時 分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">事故発生時の状況</td> <td style="width: 20%;">輸送物</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 15%;">使用容器</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>出発地</td> <td></td> <td>到着予定地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸送手段</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現在の状況</td> <td>火災の有無</td> <td>有・可能性有 無・不明</td> <td>爆発の有無</td> <td>有・可能性有 無・不明</td> </tr> <tr> <td>漏えいの有無</td> <td>有・可能性有 無・不明</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>2. 放射線量状況 (確認時刻： 月 日 時 分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">距離・場所</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>nSv/h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>μSv/h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 放射性物質放出状況等（放出、漏えい有りの場合に記載）(確認時刻： 月 日 時 分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">放出、漏えい 開始時刻</td> <td style="width: 15%;">日 : 頃</td> <td style="width: 15%;">放出、漏えい 停止時刻</td> <td style="width: 15%;">日 : 頃</td> </tr> <tr> <td>放出、漏えい箇所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>4. その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 150px;"> <p>気象・海象状況等</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">116</p>	事故発生時の状況	輸送物		使用容器		出発地		到着予定地		輸送手段				現在の状況	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・可能性有 無・不明	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明			特記事項				距離・場所									nSv/h									μSv/h									放出、漏えい 開始時刻	日 : 頃	放出、漏えい 停止時刻	日 : 頃	放出、漏えい箇所				<p style="text-align: right;">様式12 添付</p> <p style="text-align: center;">応急措置の概要（輸送容器状況）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 輸送容器状況 (確認時刻： 月 日 時 分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">事故発生時の状況</td> <td style="width: 20%;">輸送物</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 15%;">使用容器</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>出発地</td> <td></td> <td>到着予定地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸送手段</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現在の状況</td> <td>火災の有無</td> <td>有・可能性有 無・不明</td> <td>爆発の有無</td> <td>有・可能性有 無・不明</td> </tr> <tr> <td>漏えいの有無</td> <td>有・可能性有 無・不明</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>2. 放射線量状況 (確認時刻： 月 日 時 分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">距離・場所</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>nSv/h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>μSv/h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 放射性物質放出状況等（放出、漏えい有りの場合に記載）(確認時刻： 月 日 時 分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">放出、漏えい 開始時刻</td> <td style="width: 15%;">日 時 分頃</td> <td style="width: 15%;">放出、漏えい 停止時刻</td> <td style="width: 15%;">日 時 分頃</td> </tr> <tr> <td>放出、漏えい箇所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>4. その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 150px;"> <p>気象・海象状況等</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">118</p>	事故発生時の状況	輸送物		使用容器		出発地		到着予定地		輸送手段		/	/	現在の状況	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・可能性有 無・不明	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明	/	/	特記事項				距離・場所									nSv/h									μSv/h									放出、漏えい 開始時刻	日 時 分頃	放出、漏えい 停止時刻	日 時 分頃	放出、漏えい箇所				<p style="color: red;">記載の適正化 （記載の有無を 明確化）</p> <p style="color: red;">記載の適正化 （表現の統一）</p> <p style="color: red;">頁の修正</p>
事故発生時の状況		輸送物		使用容器																																																																																																																								
		出発地		到着予定地																																																																																																																								
	輸送手段																																																																																																																											
現在の状況	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・可能性有 無・不明																																																																																																																								
	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明																																																																																																																										
	特記事項																																																																																																																											
距離・場所																																																																																																																												
nSv/h																																																																																																																												
μSv/h																																																																																																																												
放出、漏えい 開始時刻	日 : 頃	放出、漏えい 停止時刻	日 : 頃																																																																																																																									
放出、漏えい箇所																																																																																																																												
事故発生時の状況	輸送物		使用容器																																																																																																																									
	出発地		到着予定地																																																																																																																									
	輸送手段		/	/																																																																																																																								
現在の状況	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・可能性有 無・不明																																																																																																																								
	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明	/	/																																																																																																																								
	特記事項																																																																																																																											
距離・場所																																																																																																																												
nSv/h																																																																																																																												
μSv/h																																																																																																																												
放出、漏えい 開始時刻	日 時 分頃	放出、漏えい 停止時刻	日 時 分頃																																																																																																																									
放出、漏えい箇所																																																																																																																												

泊発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表（令和5年度修正案）（166/166）

泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正前）									泊発電所原子力事業者防災業務計画（修正後）									備考
参考1 警戒事象、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する事象の整理表									参考1 警戒事態、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する事象の整理表									記載の適正化 （表現の統一）
EAL No.	警戒事象	1,2,3号機への適用要否	EAL No.	原災法第10条第1項	1,2,3号機への適用要否	EAL No.	原災法第15条第1項	1,2,3号機への適用要否	EAL No.	警戒事態	1,2,3号機への適用要否	EAL No.	原災法第10条第1項	1,2,3号機への適用要否	EAL No.	原災法第15条第1項	1,2,3号機への適用要否	
-	-	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○	-	-	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○	
-	-	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○	-	-	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○	
-	-	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○	-	-	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○	
-	-	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	○	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	○	-	-	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	○	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	○	
-	-	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	○	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	○	-	-	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	○	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	○	
-	-	-	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	○	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	○	-	-	-	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	○	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	○	
AL11	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	×	-	-	-	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗	×	AL11	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	×	-	-	-	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗	×	
AL21	原子炉冷却材の漏えい	×	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	×	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	×	AL21	原子炉冷却材の漏えい	×	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	×	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	×	
AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	×	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	×	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能	×	AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	×	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	×	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能	×	
AL25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	×	SE25	非常用交流高圧母線の30分間以上喪失	×	GE25	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失	×	AL25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	×	SE25	非常用交流高圧母線の30分間以上喪失	×	GE25	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失	×	
-	-	-	SE27	直流電源の部分喪失	×	GE27	全直流電源の5分間以上喪失	×	-	-	-	SE27	直流電源の部分喪失	×	GE27	全直流電源の5分間以上喪失	×	
-	-	-	-	-	-	GE28	炉心損傷の検出	×	-	-	-	-	-	-	GE28	炉心損傷の検出	×	
AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	×	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	×	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	×	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	×	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	×	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	×	
AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	×	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	×	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	×	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	×	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	×	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	×	
AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	○	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	○	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	○	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	○	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	○	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	○	
-	-	-	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	×	GE41	格納容器圧力の異常上昇	×	-	-	-	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	×	GE41	格納容器圧力の異常上昇	×	
AL42	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	×	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	×	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	×	AL42	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	×	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	×	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	×	
-	-	-	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	×	-	-	-	-	-	-	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	×	-	-	-	
AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	×	SE51	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	×	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	×	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	×	SE51	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	×	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	×	
AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	×	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	×	-	-	-	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	×	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	×	-	-	-	
AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	×	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	×	-	-	-	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	×	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	×	-	-	-	
-	-	-	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	○	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	○	-	-	-	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	○	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	○	
-	外的事象による影響（地震）	○	-	-	-	-	-	-	-	外的事象による影響（地震）	○	-	-	-	-	-	-	
-	外的事象による影響（津波）	○	-	-	-	-	-	-	-	外的事象による影響（津波）	○	-	-	-	-	-	-	
-	重要な故障等（オンサイト総括判断）	○	-	-	-	-	-	-	-	重要な故障等（オンサイト総括判断）	○	-	-	-	-	-	-	
-	外的事象による影響（設計基準超過）	×	-	-	-	-	-	-	-	外的事象による影響（設計基準超過）	×	-	-	-	-	-	-	
-	外的事象による影響（委員長判断）	○	-	-	-	-	-	-	-	外的事象による影響（委員長判断）	○	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	○	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	○	-	-	-	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	○	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	○	
-	-	-	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	○	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	○	-	-	-	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	○	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	○	

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用する番号は、欠番となる。

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用する番号は、欠番となる。